付記転出転入手続が却って不便になる点は大きく分けて3つある。

1.窓口へ足を運ぶ回数

現在の手続き例

【転出地市町村】 転出届(転出証明書の発行)

【転入先市町村】 転入届(転出証明書の添付)

と2つの市町村の窓口へ2回(手続きも2回)足を運ぶことになる。

そして、転出地及び転入先では住民異動届時に、社会生活で必要となる様々な届出手続き(国民健康保険、国民年金、福祉医療受給、児童手当、介護保険、水道、ゴミ、保育所、小中学校)が同時にできる。(役所で同時にできる手続きの内容は自治体や地域によって多少違いはあると思う。 町で転入転出者に手渡し説明しているチラシは別紙のとおり。)

これに対して2次サービスの手続き例

【転出地市町村】

住民基本台帳カード(以下住基カード)の交付申請(基本的には必ず窓口に来る必要がある。) 住基カードの交付受取(必ず窓口に来る必要がある。)・・手数料が500円かかる。

付記転出届の郵送(切手と封筒を準備すること。)

【転入地市町村】

付記転入であることを申出て、転入届をする。

付記転入には住基カードが必要なので、市町村の窓口へ合計3回(手続きは4回)は足を運ぶ必要がある。現在より1回増える。

2.引越しの際に必要となる住民異動届以外の手続

総務省の言うメリットはむしろ致命的な欠陥である。住基カードによる手続の省略は、住民異動 届以外の必要な届出手続きが何ら考慮されていない。例えば、 児童手当・福祉医療受給用に所 得証明書を取ること(就学前児童がいる世帯) 介護認定証明書(介護認定を受けている老人がいる世帯)などは転出地で交付を受けてから転入地へ行く必要がある。 の手続きとも申請主義で、証明書を添付して申請しないと受給できない制度になっている(申請しないといつまでももらえない。すぐに申請しないと損をする。)。

更に上下水道の休止届け、ゴミの休止届出、保育園小中学校の届出などは必ず届け出てもらわないと市町村が(住民自身も)困る。

もし、これら必要な手続きをしないで付記転入する住民がいるとすれば、転入地窓口でその住民は「そんなこと前の役所では説明してくれなかった!住基カードで全部手続きできないの!」と 怒り出す。

3. 転入地で必ず回収される住基カード

付記転入した人は、転入地の窓口で住基カードを回収される。(住基カード交付の際によく説明しておかないと,回収の際に「えー」と驚かれる。そして2度と交付は受けないかもしれない。)せっかく、2回も足を窓口に運び500円払ってつくった住基カードが、たった1回の引越しで無効になってしまう。住基カードを欲しい人は転入地で改めて作る必要がある。そこでまた500円かかる。

何のために、住基カードの有効期間を10年(外国人登録証でも最大7年、5年又7年が多いと思われる、運転免許証でも最大5年?、キャッシュカードなどは通常2年)としたのか。せっかくお金負担して作ってもらうのだから長くしておこうという程度の判断なのか。

郵送による付記転出届

記載事項はほとんど変わらないのになぜ「転出届」ではなく「付記転出届」か、総務省の実施要領をみると、「付記転出届は郵送による場合が想定される・・」とある。

なぜ郵送か? 役場の窓口に来てしまったら、普通の「転出届」になってしまう。メリットといえなくなってしまう。とにかく総務省の言うメリットを求める住民は転出地の役場にきてはいけない。

現実的にはどうか。ただ単に転出届をしに行くのが面倒だからと、わざわざ封筒と切手を購入し郵便局(又はポスト)へ投函してまでして付記転出する人がいるか。既に遠くの転入先へ行ってしまった人なら利用するかもしれないが、その人はそれ以前に2回転出地の役場へ住基カードの交付手続きに来ていることが前提となる。現実にはそんな人はいない。しかも、現在の方法でも郵送による住民異動届のケースはある。

付記転出転入という面倒な手続の内容を市町村が正しく広報すれば、住基カードによる転出手続をする住民はいなくなる。

1 住民票の写し(以下住民票)の広域交付

住所地以外で交付を受けることができるのは本人とその世帯員に限られる。こうした人がわざわざ住所地以外で住民票を取りたいとすれば、夫婦共働きの核家族世帯の人が勤務先の役所で交付を受けたいという場合が予想される。しかし、役所(又は支所、出張所)はコンビニエンスストアの数に比べればはるかに少ない数しかない。勤務時間以外の希少な時間の中で、最低でも役所までは行かなければならない。

むしろ自治体の現場で住民が求めているのは夜間・休日窓口サービス。

市町村は、こうした核家族夫婦共働き世帯への住民サービスの対応については、夜間延長窓口や休日窓口の開設により対応している。しかもこの延長窓口で受けられるサービスは、住民票だけではなく、印鑑証明、所得証明なども含め総合的に実施している。

広域交付の住民票には、本籍、筆頭者、世帯員、続柄といった身分事項情報を記載することができない。

身分事項情報の記載が必要となる場合は、パスポート(長野県の場合)、資格免許、相続登記、 年金受給、扶養申請、住宅公庫借入(世帯票タイプ)、保険等が考えられるが、この場合の住民 票は広域交付では交付できない。

そして、身分事項情報が未記載の住民票が必要となる場合は、車の登録、住所確認を目的とする場合(銀行・貸金業)が考えられるが、車の登録には代理人として車販売業者が窓口に来る場合がほとんどなので、広域交付を受けられない。広域交付の恩恵を受けるのは銀行(貸金業)などへ提出する場合に限られるのではないか。

更に、住民一人が住民票をとる頻度とはどの程度かと言うと、 町で住民一人が年に住民票の 交付を受ける枚数は、H13年度実績で0.55枚(/人年)ですから、全員が広域交付だと仮 定しても"2年に1度"のメリットということになる。実際には広域交付の対象となる場合は上記で示したとおりなので、これをざっくりと仮に2割程度と見込んでも(2割も多いような気も するが)10年に一度のメリットということになる。

2 住基カードの交付請求が少ないと予想される大きな原因

「転入地で住基カードが回収されてしまうこと」にある。転入転出の際に利用するので住基カードは便利(実は不便なのですが)というのであれば、それをほしがる人は、転勤族(引越しの多い人)ということになる。なのに、たった1回転入転出をしただけでカードが回収されてしまうのでは、有効期限を10年にしようとも20年にしようとも売れるはずがない。

又今後仮に、LGWANが便利になり(今の段階ではせいぜい電子申請のみで、便利という便利なアプリケーションは試験ソフトでもみたことがない・・・)民間のICチップ搭載カードに公

的個人認証基盤を搭載することができることになれば、住基カードなど1枚も売れなくなる。

3 住基カードに関する自治体の広報

全国自治体のHPを検索したところによれば、広報PRのスタンスはだいたい3つに分かれる。 総務省従属前向き型=総務省チラシのスタンスを踏襲し、更に独自利用で便利になると住民へ の言い訳をしているパターン(IT装備都市整備事業などに取組んでいる自治体)

総務省そのまま型 = 総務省のチラシをそのまま使い、2 次サービスで便利になりますと平気で 広報しているパターン

きちんと説明型 = 2次サービスで便利になるとは言わないものの、2次サービスの内容についてきちんと説明し、最後に"尚~""ただし~"と不便制を付け加えるパターン(印西市HPのは比較的分かりやすい)

さすがに「かえって不便になる!」というところは見当たらない。住基ネットに参加している以上は問題点を積極的に広報できないということか。

しかし、不便さについてもしっかり説明しておかないと、のちのちトラブルの原因になる。

住所移転(転入・転出)をされる皆様へ

新しい住所に移られた日から14日以内に、転入先の市区町村で転入届の手続きを行なって下さい。(届出が遅れると過料に処せられることがありますのでご注意下さい。)

転入・転出届など役場窓口での手続きに必要となる主なもの

転出証明書

印鑑(いずれの手続きにも必要になります)

国民年金手帳(国民年金加入者のみ)

国民健康保険証(転入先の世帯が加入していてその保険に加入するとき)

預金通帳(納税及び各種給付を受ける口座のもの)と通帳印

役場窓口において、住所移転(転入・転出)の際に行う必要となる一般的な手続きは下記のとおりです。対象となる方は担当窓口で手続きを行って下さい。



<u>(裏面もご覧下さい)</u>

対象となる方	町の 担当窓口	転 出 地 で の 手 続	転 入 地 で の 手 続 [町での手続き例]
<u>児童手当</u> を受給され ている方	保健福祉課 (福 祉 係)	・転出日をもって資格がなくなります。 転入地での手続きのために、「所得 証明(課税・扶養控除を含む)」をお取り いただく必要があります。	・所得証明・印鑑・受給者生計者の預金通帳を持参の上、申請をして下さい。
<u>児童扶養手当</u> を受 給されている方			・児童扶養手当証書、印鑑を持参の上 手続きを行って下さい。(戸籍謄本、所 得証明が必要な場合もあります。)
福祉医療受給者証 をお持ちの方 (乳幼児・障害者・母 子家庭等・父子家	保健福祉課 (福祉係)	・転出(予定)日をもって資格がなくなります。 ・福祉医療受給者証をお返し下さい。 ・未請求の福祉医療費は転出前に請求手続きを行って下さい。	・改めて申請の手続をして下さい。(制度の内容が市区町村によって異なる場合があります。)
庭·老人) <u>介護保険証</u> をお持ちの方	保健福祉課 (高齢者係)	・転出(予定)日をもって資格がなくなります。 ・保険証をお返し下さい。 ・介護認定を受けている方は、介護保 険受給資格証明書を発行いたします。	・改めて手続きを行って下さい。 ・介護認定を受けている方は、介護保 険受給資格証明書、印鑑を持参の 上、申請手続きを行って下さい。
乳幼児のいる方			・妊婦学級、乳幼児健診・予防接種等 についてお問い合わせ下さい。
<u>母子手帳</u> をお持ちの 方	保健福祉課 (保健予防係)		・母子手帳を持参の上、住所変更の手続を行って下さい。 ・妊婦一般健康診査受診票をお渡しします(現在お持ちの受診票を持参下さい。)
保育所へ入所されて いる乳幼児の方	保健福祉課 (保育所係)	・退所の手続きを行って下さい。	・入所申込みを行って下さい。(前年度 分の源泉徴収票又は確定申告書の写 し添付)
<u>児童館</u> へ入館を希望される方	保健福祉課 (子育て支援 センター係)	・退館の手続きを行って下さい。	・入館を希望される方は、子育て支援 センターまでご相談下さい。
<u>小中学校</u> へ通学されている児童生徒の方	教育委員会 事務局 (学校教育係)	・現在通学している学校へ手続きをし、 在学証明、教科書証明等をお受取下 さい。	・手続きについて教育委員会へお尋ね下さい。(住民票の写し[世帯票]1通添付) ・在学証明、教科書証明等は新しい学校へ提出していただきます。)
<u>上下水道</u> 使用開始 の手続き	建設水道課 (上下水道管 理係)	・印鑑を持参し、使用中止の手続を行 なって下さい。	・印鑑を持参し、使用開始手続きを行って下さい。

もし都合により転出を取りやめる場合には、必ず「転出証明書」を持参し、転出の取り消しを行って下さい。 転出先が証明と異なる場合でも、そのまま転入地の市区町村へ「転出証明書」を提出し、手続を行って下さい。 正当な理由がなく、異動日から14日以内に届出がされない場合は、過料に処せられる場合があります。

夜間延長窓口のご案内

夜間延長窓口を下記のとおり行っています。 是非、ご利用ください。

取扱時間 毎週月曜日(月曜日が休日の場合火曜日)午後7時まで 取扱場所 町役場 本庁舎 1階 (住民税務課窓口)

取扱業務内容

担当課	担当係	業 務 内 容	備	考
15 日 禄	12 3 13		佣	5
住民税務課		住民票の写しの交付		
		転入・転出・転居など住民異動届		
	住民係	日鑑登録、日鑑登録証明書発行	$\overline{\omega}$	\ 7.
		出生・婚姻・離婚・死亡など戸籍の届出	受付の) ቀኑ
		埋・火葬許可証の交付		
		戸籍謄抄本、身分証明書などの交付		
	国保医療係	国民健康保険資格の届出・保険証の交付		
		国民健康保険の各種療養費の申請		
		老人保健資格の届出・受給者証の交付		
		老人保健各種医療費の申請		
		国民年金資格取得、喪失、変更の届出		
		国民年金免除申請(一般・学生)の届出		
		年金手帳・年金証書紛失届及び再発行手続き	受付の)み
	少 II∇ /≤	納税証明書の交付(法人町民税は除く)		
	世報 収 係 財民税係	税金の収納		
	資産税係	所得・課税・扶養証明書の交付		
	兴 上70180	固定資産税課税台帳写し、評価証明書などの交付		
	生活環境係	ごみの出し方の説明		
	社会福祉係	福祉医療資格の届出・受給者証の交付申請		
		福祉医療給付金の申請		
		身体障害者手帳の交付申請		つみ
		療育手帳の交付申請		ጋማ
		ひまわりタクシー券交付申請		
(C) (C+) - 1 + 10		身体障害者補装具・日常生活用具の給付申請		
	保育所係	保育料の収納(納付書持参の場合のみ)		
	子育て支援センター	児童館利用料の収納(納付書持参の場合のみ)		
保健福祉課		介護保険資格の届出・保険証の交付	受付のみ	
		介護保険要介護認定資格の申請		
		はり、灸・マッサージ利用補助金申請		
		配食サービス利用申請		
		緊急通報装置設置申請		
		介護用品クーポン券交付申請		
		高齢者ホームヘルパー派遣申請		
		高齢者生きがいデイ・サービス利用申請		
		介護保険料の収納(納付書持参の場合のみ)		
建設水道課	上·下水道係	上·下水道名義·使用者変更申請	受付σ.)み
一定以心心		上・下水道料の収納(納付書持参の場合のみ)	~130	/
		町民体育館など施設使用料の収納(納付書持参の		
₹	C の他	場合のみ)		
		,		

戸籍の届出は、夜間延長窓口に限らず、24時間受け付けます。

[